

公立大学法人沖縄県立看護大学 教員の任期に関する規程

制 定 日：令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項及び公立大学法人沖縄県立看護大学職員就業規則第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「法人」という。）において採用する教員の任期及び再任に関する事項等について定めることを目的とする。

(対象となる職等)

第2条 任期を定めて採用する教員の教育研究組織、対象となる職及び再任に関する事項等は、別表1に定めるところによる。

(教員の再任)

第3条 教員の再任（前条の規定により任期を定めて採用された教員が、当該任期が満了後、改めて採用されることをいう。以下同じ。）については、別表1の「再任に関する事項」欄に定める要件の範囲内で行うことができる。

2 前項の規定により再任する場合の基準は、理事長が別に定める。

(同意)

第4条 任期を定めて教員を採用する場合には、別記様式により採用される者の同意を得なければならない。

(公表)

第5条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表し、広く周知するものとする。

(実施に関し必要な事項)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和4年4月2日から施行し、同日以後に実施される公募により採用される助教及び助手に適用する。

(任期に関する経過措置)

2 令和4年4月1日に採用又は再任される助教及び助手については、廃止前の沖縄県立看護大学教員の任期に関する規程（以下「旧規程」という。）を適用し、任期及び再任に関する事項は、次の表のとおりとする。

教育研究組織等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
看護学部 看護学科	助教	4年	再任可 ただし、1回限りとする。	法第4条第1 項第1号

	助手	3年	再任可 ただし、1回限りとする	法第4条第1 項第1号
--	----	----	--------------------	----------------

3 この規則の施行の際現に廃止前の旧規程に基づき在職する助教及び助手の任期及び再任に関する事項は、前項の表のとおりとし、任期が満了していない当該教員の任期は、施行日以前に定められた任期の残任期間と同一期間とする。

(引き継ぎ教員の特例)

4 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により令和4年4月1日に法人の教員となった者のうち、旧規程に基づき在職する助教及び助手については、直近の沖縄県に採用された日から法人成立の前日までの期間を法人との間で締結された期間の定めのある雇用契約の契約期間に通算することとする。

別表1 (第2条、第3条)

教育研究組織等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
看護学部 看護学科	助教	5年以内	再任可。	法第4条第1 項第1号
	助手	3年以内	再任可。 ただし、1回限りとし、雇用期間は6年以内とする。	